

〔短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護〕重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	ケアセンターきらら短期入所生活介護事業所
所在地	〒010-1106 秋田県秋田市太平山谷字中山谷 317-1
介護保険事業所番号	0570110924
管理者名	千葉 幸子
連絡先	TEL 018-889-7272 ・ FAX 018-889-7273
ホームページ	http://www.kirara-tp.co.jp/

2. 事業所の職員体制等

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	介護福祉士 社会福祉主事	1名 (生活相談員兼務)		管理業務全般 利用者相談業務
医師			1名(嘱託)	健康管理・緊急対応
生活相談員	社会福祉主事	2名以上		利用者相談業務
栄養士	栄養士		1名	栄養管理指導
看護職員	看護師 准看護師	1名	1名以上	健康管理・看護業務
機能訓練指導員	作業療法士	1名		日常生活動作訓練
介護職員	介護福祉士 実務者研修修了 2級ホームヘルパー等	12名以上	5名以上	介護業務

3. 事業所の設備概要等

定員	51名			医務室	1室 2床
居室	4人部屋	4室	44.34㎡/1室	静養室	
	2人部屋	17室	23.41㎡/1室	食堂	2室
	個室	1室	16.66㎡/1室	機能訓練室	
浴室	浴室	大浴場	1か所	相談室	1室
		機械浴	1か所	応接相談室	1室

4. 営業日および通常の送迎実施地域

1) 営業日 日曜日～土曜日

2) 通常の送迎実施地域 秋田市、由利本荘市、潟上市、男鹿市、八郎潟町、五城目町、能代市
大仙市、横手市、湯沢市

5. サービス内容

ご利用者の身体状況や日常生活における状況を考慮し、ご利用者及びご家族の要望にできる限り沿い、短期入所生活介護計画または介護予防短期入所生活介護計画を作成します。計画を説明し、同意のもと、介護保険法令ならびに計画に沿い、サービスを提供します。

1) 食事の提供

栄養士がカロリー計算した、バランスの良い食事をご提供します。

ご利用前に嚥下状態やアレルギーなどの禁食、制限、指示の確認、ご要望を伺い、普通食、一口大、刻み、極刻み、ミキサー、ソフト食、トロミ等の食事を提供します。

提供開始時間は、朝食は、7：30、昼食は、12：00、夕食は17：00となります。

提供時間の変更も可能ですが、衛生面の観点から上記の提供後2時間までとさせていただきます。

2) 入浴

ご利用者の状態や疾病に合わせ、また本人の希望も考慮し一般浴槽、または特殊浴槽がご利用できます。

入浴が困難な場合は、清拭対応を行います。

3) 日常生活における介護

短期入所生活介護計画に沿って下記の介護を提供いたします。

- ① 食事の準備、後始末及び食事摂取の介助
- ② 入浴時の衣類の着脱、洗身及び洗髪介助
- ③ 排泄に関するトイレ誘導、おむつ交換等の介助
- ④ その他シーツ交換、体位変換、施設内の移動介助等

4) 機能訓練

ご利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を実施します。

- ① リハビリ体操、日常動作訓練、歩行訓練等

5) 生活相談

生活相談員が、サービス内容や生活全般に関するご本人・ご家族のご相談をうけたまわります。

6) 健康管理

看護職員がご利用者様の主治医あるいは施設の協力医療機関と連携を取りながら健康管理を行います。

7) 療養食の提供

ご希望に応じてご提供します。

8) 理美容サービス

ご希望の場合は、館内にて外部サービスをご利用いただけます。

※費用は、6 利用料金（7）その他料金を参照。

9) レクリエーション

体を動かすアクティビティ・ゲーム、あたまの体操（くもん学習療法）などご利用者様が楽しめるレクリエーションを企画しております。

10) その他日常生活に必要なサービス全般

寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えをご希望に応じ行います。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。

11) 送迎

ご利用者の心身の状態やご家族のご希望や状況から送迎が必要な場合は施設の車両にて送迎を致します。

（日程や時間帯によって難しい場合はご相談させていただきます）

6. 利用料金

(1) 基本料金 (1 日あたり)

介護保険法令に則り、法定代理受領サービスを提供し、基本利用料を算定します。なお、ご利用者の負担利用料は、原則 1 割となります。(介護保険負担割合証にて通知され、2 割または 3 割負担の場合もあります)

【単独型短期入所生活介護費＜従来型個室・多床室＞1 割負担】

要介護度	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適応時 の負担金(1 割)	連続して 30 日を超えて 60 日までの同一の(介護予防)短期入所生活介護事業所に入所している利用者 (減額)	連続して 60 日を超えて同一の(介護予防)短期入所生活介護事業所に入所している利用者(減額)
要支援 1	4790 円	479 円	442 円	
要支援 2	5960 円	596 円	548 円	
要介護 1	6450 円	645 円	615 円	589 円
要介護 2	7150 円	715 円	685 円	659 円
要介護 3	7870 円	787 円	757 円	732 円
要介護 4	8560 円	856 円	826 円	802 円
要介護 5	9260 円	926 円	896 円	871 円

【単独型短期入所生活介護費＜従来型個室・多床室＞2 割負担】

要介護度	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適応時 の負担金(2 割)	連続して 30 日を超えて 60 日までの同一の(介護予防)短期入所生活介護事業所に入所している利用者 (減額)	連続して 60 日を超えて同一の(介護予防)短期入所生活介護事業所に入所している利用者(減額)
要支援 1	4790 円	958 円	884 円	
要支援 2	5960 円	1192 円	1096 円	
要介護 1	6450 円	1290 円	1230 円	1178 円
要介護 2	7150 円	1430 円	1370 円	1318 円
要介護 3	7870 円	1574 円	1514 円	1464 円
要介護 4	8560 円	1712 円	1652 円	1604 円
要介護 5	9260 円	1852 円	1792 円	1742 円

【単独型短期入所生活介護費＜従来型個室・多床室＞3 割負担】

要介護度	利用料金 (全額自己負担)	介護保険適応時 の負担金(3 割)	連続して 30 日を超えて 60 日までの同一の(介護予防)短期入所生活介護事業所に入所している利用者 (減額)	連続して 60 日を超えて同一の(介護予防)短期入所生活介護事業所に入所している利用者(減額)
要支援 1	4790 円	1437 円	1326 円	
要支援 2	5960 円	1788 円	1644 円	
要介護 1	6450 円	1935 円	1845 円	1767 円
要介護 2	7150 円	2145 円	2055 円	1977 円
要介護 3	7870 円	2361 円	2271 円	2196 円
要介護 4	8560 円	2568 円	2478 円	2406 円
要介護 5	9260 円	2778 円	2688 円	2613 円

【基準に適合していない場合の減算】

業務継続計画未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算 ※ 2025 年 3 月 31 日までの間、減算を適用しない。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算
身体拘束廃止未実施減算	所定単位数の 100 分の 1 に相当する単位数を減算 ※ 2025 年 4 月 1 日から適用する。
夜勤を行う職員の勤務条件を満たさない場合	所定単位数の 97% を算定
利用者の数及び入所者の数の合計数が入所定員を超える場合	所定単位数の 70% を算定
介護・看護職員の員数が基準に満たない場合	所定単位数の 70% を算定

(2) 加算料金 (1 日あたり)

加算	要件	全額自己負担	介護保険適応時の負担金 (1 割)	介護保険適応時の負担金 (2 割)	介護保険適応時の負担金 (3 割)
看護体制加算 I	常勤の看護師を 1 名以上配置。	40 円/日	4 円/日	8 円/日	12 円/日
専従の機能訓練指導員を配置している場合	専従の機能訓練指導員を配置。	120 円/日	12 円/日	24 円/日	36 円/日
看取り連携体制加算	レスパイト機能を果たしつつ、看護職員の体制確保や対応方針を定め、看取り期の利用者に対してサービス提供を行った場合。※死亡日及び死亡日以前 30 日以下について、7 日を限度とする。	640 円/日	64 円/日	128 円/日	192 円/日
サービス提供体制強化加算 (Ⅲ)	以下のいずれかに該当すること。 ・介護福祉士 30%以上 ・介護福祉士、実務者研修、基礎研修修了者の合計 50%以上 ・勤続 7 年以上の者 30%以上	300 円/日	30 円/日	60 円/日	90 円/日
送迎加算 (片道)	ご利用者、ご家族の事情から、自宅への送迎を利用した場合。	1840 円/回	184 円/回	368 円/回	552 円/回
介護職員等処遇改善加算 (Ⅱ)	介護職員の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを実施。	利用料の総額 ×13.6%	左記の 1 割の額	左記の 2 割の額	左記の 3 割の額

(3) 居住費 多床室の場合 1,065 円/日 個室の場合 1,381 円/日

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けているご利用者につきましては、その認定証を提示していただくことで、認定証に記載された居住費の金額 (1 日あたり) のご負担となります。

(4) 食事代 朝食 260 円、昼食 685 円 (おやつ含む)、夕食 500 円

※介護保険負担限度額認定証の発行を受けているご利用者につきましては、その認定証を提示していただくことで、認定証に記載された食費の金額 (1 日あたり) のご負担となります。

(5) 行事食にかかる特別な材料費 (税込み)

月 1 回程度の行事食の材料費等 300 円/回 ※食費とは別
年 2 回程度の特別行事食の材料費等 600 円/回 ※食費とは別

(6) CSセット

入所の際に必要な衣類・タオル類・日用品を日額定額制のレンタルでご利用いただけるサービスです。

Aプラン：衣類 (日常着・病衣・肌着)・タオル類・日用品 日額 605 円 (税込)

Bプラン：タオル類・日用品 日額 407 円 (税込)

どちらのプランにもオプションで私物洗濯 55 円/乾燥状態 100g (税込) を付帯できます。(ドライは別料金)

CSセットは所定の事業者と直接契約となります。

(7) その他料金（別途必要な場合／1回あたり）

①理美容費

2,750円 (非課税)	理容・美容のサービス 左記は理容 整髪・顔そりの例 ※但し、希望があった場合のみ
-----------------	--

③レクリエーション費

随時相談のうえ決定	レクリエーションの費用等
-----------	--------------

②教養娯楽費

随時相談のうえ決定	趣味の時間の教材・材料費等
-----------	---------------

④施設において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、ご利用者負担が適当であると認められるものについては、その実費といたします。

（具体例）個人が専用に居室で使うティッシュ・パ、個人が嗜好により専用に使うシャワー・リンス・歯磨き粉等

(8) キャンセル料

入所直前にお客様のご都合でサービス利用を中止する場合は、下記のキャンセル料が必要となります。

① 入所日の前日午後5時までに、ご連絡をいただいた場合	無料
② 入所日の前日午後5時までに、ご連絡がなかった場合	1日の利用料の10%

(9) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合は、退所日までの日数を基に利用料を計算します。

※以下の場合には、利用途中でサービスを中止する場合があります。

- ・ご利用者が中途退所を希望し、ご家族のご了解があった場合
- ・入所中（入所時）の健康チェックの結果、体調不良によりサービス利用が不可能となった場合
- ・体調不良により、医療の処置が必要（医師の指示により利用不可となった場合）となった場合
- ・他のご利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(10) 支払方法

基本的には当該月末日締めにて請求書を作成してお渡しいたします。（法定受領の手続きのため、請求書は締め日翌月中旬の発送となります。）ご都合により現金支払または銀行振込等の方法を選択していただけます。お支払期限は請求書発効日から2週間以内となります。尚、銀行振込等の場合はご入金を確認された時点で領収書を発行いたします。また、暫定プランでサービスをご利用の場合は介護度が確定した後に対象期間分を請求させていただきます。

なお、事業者は、法令に則り、介護給付費等を保険者である市町村へ代理請求し、市町村から介護給付等の支払いに関する受領書等を受けたときは、本来の受領者であるご利用者に対して代理受領した金額等を書面により通知します。

7. サービスの利用方法

(1) ご利用申込み

まずは、お電話でお申込みください。

ご利用期間決定後、サービス利用契約を締結いたします。尚、ご利用の予約は6ヶ月前から出来ます。

※居宅サービス計画または介護予防サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に担当介護支援専門員等にご相談ください。

(2) ご契約の終了

①ご利用者の都合でサービス利用契約を終了する場合

サービスをご利用中（入所中）でなければ、文書でのお申し出により、いつでも契約を解除することが出来ます。

②自動終了

以下の場合、双方の通知が無くても自動的に契約を終了し、予約は無効となります。

- ・ご利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・ご利用者がお亡くなりになった場合
- ・介護保険給付でサービスを受けられているご利用者の要介護（要支援）認定区分が、非該当（自立）と認定された場合

※この場合に限り、予約を有効にしたまま、契約条件を変更して再度契約することが出来ます。

③その他終了

ご利用者（ご家族）が、サービス利用料金の支払を 1 ヶ月以上遅延し、料金の支払のお願い通知をしたにも関わらず、その通知後 10 日以内に支払がない場合または支払の意思表示が無い場合や、ご利用者およびそのご家族等に契約の継続が難しい程の背信行為があった場合、または、事業所の止むを得ない事情（事業所の閉鎖および縮小等）により入所受入が不可能となった場合（この場合は契約終了の 30 日前までに文書で通知します）は、契約は終了となり、予約も無効となります。

8.サービス提供開始予定日

契約ならびに重要事項説明書等の説明を受け、ご利用者およびご家族が同意し、短期入所生活介護計画または介護予防短期入所生活介護計画を作成後にサービス提供開始となります。

サービス提供開始予定日は、令和 年 月 日です。

9. 事業所のサービスの特徴

（1）運営の方針

短期入所生活介護の提供に当たっては、事業所の従業者は、要介護者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

【株式会社きららホールディングス 介護理念】

- 共通理念 1. 愛和の精神で、職員同士が互いに思いやり、常に笑顔で笑い声溢れる環境を創ります。
- 共通理念 2. “世界一”の介護の質・介護施設を目指し日々考え行動し地域の創生に貢献します。
3. 愛和の精神で、常に利用者様に尊敬の念を持って接します。
4. 愛和の精神で、利用者様の心と身体ケアに努めます。
5. 愛和の精神で、利用者様のありとあらゆる可能性を引き出し、自立支援と老化防止に励みます。

（2）サービス利用の留意点〔事業所〕

事 項	有 無	備 考
従事者の研修	有	資質の向上のために、毎月 1 回実施しております。
サービスマニュアルの作成	有	各必要項目毎に具体的なマニュアルを作成しております。
男性介護職員の有無	有	入浴・排泄等の介助の場合等、ご利用者の希望により配慮します。
事業計画及び財務内容の閲覧	有	当社が定める時間・場所で閲覧ができます。

（3）サービス利用の留意点〔ご利用者〕

事 項	内 容
面会時間	基本的に 9：00～17：30 を面会時間とします。時間外に御用の方は事前にご相談ください。※感染症等の発生時は面会を制限または禁止させていただく場合がございます。 また、風邪症状などの体調不良の場合はご面会をお断りさせていただきます。
外出、外泊	食事等の準備の都合がありますので、希望の場合は 3 日前までお知らせください。
ご家族の宿泊	宿泊を希望される場合は、ご利用者様の居室へ簡易用ベッドをご準備します。 その際は、原則ご家族 1 名分のみとなります。
飲酒	基本的に持ち込みは禁止しております。
喫煙	敷地内禁煙のため、喫煙を禁止しております。
携帯電話等の持ち込み	持ち込みは可。使用の際は、他のご利用者にご迷惑のない範囲でご使用ください。 (Wi-Fi はございません)
設備、器機の利用	所定の方法に従ってご利用いただきます。
金銭、貴重品の管理	基本的には持ち込み禁止です。止むを得ない場合は事務室金庫でお預かりします。
所持品の持ち込み	日用品は可能です。
医療機関の受診	緊急時（体調不良時）および定期受診等、受診可能です。

特定の宗教、政治活動	共同生活の場として、活動を制限および自粛していただきます。
ペット（動物等）	原則として、ペットの持ち込みはお断りいたします。
迷惑行為の禁止	職員、他利用者への迷惑行為は厳禁です。

10. 緊急時の対応

ご利用者の身体状況の変化等緊急事態が発生した場合は、日中、夜間、医師に連絡する等必要な処置を講ずるほか、ご家族および担当介護支援専門員等に速やかに連絡をいたします。

11. 非常災害対策・事故発生時の対応

非常災害（火災、地震等・その他）が発生した場合は、ご利用者の安全な避難等、適切な措置を講じます。尚、防災設備・防災責任者・総合避難訓練等は法令に従い、設置および実施いたします。又、別途定めるBCP（事業継続計画）により、大規模な災害や感染症が発生した場合でも、出来る限り事業が継続できる様に尽力します。

事業所がご利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族およびご利用者の保険者である市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事業所がご利用者に対して行ったサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

12. 感染症・食中毒の予防について

当事業所は、別途定める「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」に基づき、感染症や食中毒の予防と蔓延の防止に努めます。万が一、クラスターが発生した場合でも、別途定めるBCP（事業継続計画）により本事業が継続できるように尽力します。

13. 秘密保持・個人情報保護

事業所および従事者は正当な理由無く、その業務上で知り得たご利用者およびそのご家族の秘密（個人情報）は、決して外部に漏らすことはいたしません。（法令を遵守します）また、この秘密保持を行う義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。

また、サービスを円滑に提供するため、サービス担当者会議等において、関係機関等と情報を共有する目的で個人に関する情報が必要となる場合があります。事業所は、あらかじめご利用者およびご家族から文書で同意を得ない限り、ご利用者およびご家族の個人情報を他の機関等へ提供しません。

尚、お客様向け発行紙やブログ等に写真を掲載させていただくことがあります。掲載を拒否される方は事前にお知らせ下さい。

14. 相談・苦情対応窓口および手順

【事業所の窓口】 相談・苦情受付窓口 管理者：千葉 幸子	〒010-1106 秋田県秋田市太平山谷字中山谷 317-1 TEL：018-889-7272 FAX 018-889-7273
【事業所の総合窓口】 相談・苦情解決窓口 施設長：高橋 吉信	
【公的機関の窓口】 秋田県国民健康保険団体連合会	〒010-0951 秋田市山王 4-2-3 秋田県市町村会館4階 TEL：018-883-1550 FAX：018-883-1551
【市町村の窓口】 ご利用者の居宅（住民票の住所）がある市町村の介護保険担当窓口	

苦情や相談があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じ訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行い、ご利用者の立場を考慮しながら事実関係の特定を慎重に行います。また、相談担当者は、把握した状況を管理者とともに検討を行い、当面及び今後の対応を決定します。対応内容に基づき、必要に応じ、関係者へ連絡調整を行うとともに、ご利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行います。

15. 緊急やむを得ない場合の身体拘束の手続きについて

当事業所では、原則として身体拘束は行いません。但し、生命・身体保護の目的で、緊急やむを得ない場合「身体拘束適正化のための指針」に沿った手順で行います。

- ① 虐待拘束廃止委員会による検討
- ② ご家族等への説明・同意
- ③ 拘束の有効性の再検討
- ④ 経過記録の保管

16. 虐待防止

【事業所の窓口】 相談・虐待受付窓口 管理者：千葉 幸子	〒010-1106 秋田市太平山谷字中山谷 317-1
【事業所の総合窓口】 相談・虐待対応窓口 施設長：高橋 吉信	TEL：018-889-7272 FAX：018-889-7273
【公的機関の窓口】 秋田市役所、ご利用者の住所地の市町村	〒010-0951 秋田市山王 1-1-1 TEL：018-888-5666 FAX：018-888-5667

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、成年後見制度の利用支援や前項に定める苦情解決体制の整備および虐待防止に対する対応等、必要な措置を講じます。

また、虐待に関する相談等があった場合は、ご利用者の状況を詳細に把握するため訪問を実施し、厚生労働省令に則り、チェックリストを実施し、必要に応じて公的機関と連携を取り、虐待の防止及び善処に努めます。虐待が日常的に行われていることが確認できた場合、法令に則り速やかに市町村へ通報します。

17. 当社の概要

法人の名称	株式会社きららホールディングス
代表者の職・氏名	代表取締役 鈴木 嘉彦
本社の所在地	秋田県秋田市大町2丁目5番1号
定款の事業目的に定める事業	1 不動産の売買、賃貸、仲介及び土地造成業 2 解体業及び産業廃棄物処理業 3 土石類の採取、加工及び販売 4 漁業、農業、林業、酪農全般及びこれに関する加工品の生産、販売 5 要介護者、病人及び身体障害者に対する入浴・食事・その他の日常生活における介護サービスに関する業務 6 心身の障害及び高齢により日常生活を営むことに支障がある人に対する日常生活の介護、介助、健康管理を含む生活支援サービス業務 7 各資格取得、育成のための研修及び養成に関する事業、社外における講義・講演・研修・講座等の企画、運営、実施並びに看護スタッフ・介護スタッフの教育業務 8 介護保険法に基づく居宅サービス・地域密着型サービス・居宅介護支援・介護予防サービス・地域密着型介護予防サービス・介護予防支援・第1号訪問事業・第1号通所事業・第1号生活支援事業・第1号介護予防支援事業および介護保険外事業における一切の業務 9 サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム事業 10 教育基本法及び児童福祉法に基づく認定こども園、保育所・学童保育運営事業・保育サービス 11 医療福祉用電動ベッド、車いす並びに肌着、ねまき、おむつ等の介護用品の販売、賃貸 12 介護用品及び介護機器の販売 13 OA 機器及び周辺機器及びコンピュータソフトウェア・システムの企画・開発・製造・賃貸・販売・保守事業 14 情報通信機器及び周辺機器の販売・賃貸、保守事業 15 インターネットのショッピングモール、オークションサイトの運営及び各種情報提供事業 16 マッサージ施術所並びに訪問マッサージ事業 17 職業紹介事業 18 労働者派遣事業 19 建築工事、土木工事、電気工事、その他建設工事全般に関する企画、設計、監理、販売、施工、請負、保守事業 20 運輸、運送業 21 興業企画、運営 22 輸出入業 23 出版・広告業及び広告代理業 24 県産品の加工、販売業 25 飲食業及び食品宅配事業 26 旅行業

	27 動物取扱業 28 美術品購入、販売・賃貸業 29 復興支援事業 30 関係法令に定める資格取得、更新のための講義、講座、通信教育等の実施及び教材・図書販売に関する事業 31 古物商 32 理美容業 33 小売業及び移動販売業 34 損害保険の代理業 35 生命保険募集に関する業務 36 発電および売電事業一般 37 一般医薬品販売業 38 前各号に付帯する一切の事業
事業所	ケアセンターきらら （通所介護事業所・短期入所生活介護事業所）
	きららアーバンパレス （特定施設入居者生活介護・短期入所生活介護事業所・訪問介護事業所・通所介護事業所・保育園事業所・学童クラブ・福祉用具事業所）
	きらら居宅介護支援事業所